

電離放射線障害防止規則の改正における 弊社X線分析装置に関する対応について

平素より弊社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。このたび、厚生労働省より「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令」（令和7年厚生労働省令第108号）が公布されました。本改正に伴う、弊社X線分析装置に関する影響および必要な対応について、下記のとおりご案内申し上げます。

1. ボックス型X線分析装置について

弊社の照射ボックス付きX線分析装置（ボックス型）は、以下の理由により、今回の改正による追加対応は不要と考えられます。

- 作業主任者・特別教育について
ボックス型装置は、装置内部のみが管理区域であり、X線照射中に作業者の身体が内部に入らない構造であるため、作業主任者の選任および特別教育は不要と考えられます。
- 自動警報装置について
工業用の特定X線装置（定格管電圧10kV以上）では自動警報装置の設置が義務化されますが、弊社ボックス型装置には警告灯が標準搭載されており、追加の設置は不要と考えられます。
- 放射線装置室への設置について
弊社ボックス型装置は、装置外側における1cm線量当量率が $1\mu\text{Sv/hr}$ 以下であるため、放射線装置室への設置は不要と考えられます。
- インターロックについて
改正により工業用等の特定X線装置では安全装置（インターロック等）の設置が義務化されますが、弊社装置ではユーザーによるインターロック解除ができない構造となっており、新たな対応は不要と考えられます。

2. 非ボックス型X線装置について

非ボックス型装置をご使用の場合は、作業主任者の選任および特別教育が必要であると考えられます。該当する装置(S1 TITANシリーズ、TRACERシリーズ、ELIOシリーズ、M6 JETSTREAMシリーズ)をご使用のお客様はご注意ください。

- 自動警報装置について
工業用の特定X線装置（定格管電圧10kV以上）では自動警報装置の設置が義務化されますが、警告灯が標準搭載されており、追加の設置は不要と考えられます。

3. 実際の運用について

本改正の具体的な運用方法や判断基準は、地域の労働基準監督署により異なる場合があります。詳細につきましては、所轄の都道府県労働基準監督署へお問い合わせください。

ご不明点がございましたら、弊社担当窓口までお気軽にお問い合わせください。今後とも弊社製品をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上

ブルカージャパン株式会社

X線事業部

〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9

Tel:045-453-1960 / info.BAXS.JP@bruker.com
